

「労災かくし」の相談窓口について

「労災かくし」は犯罪です。労働災害に健康保険は使えません。

労働災害の発生事実を隠蔽する「労災かくし」は、労働災害の発生を正確に把握することを妨げ、また、被災労働者の迅速・適正な保護を図ることができないこととなります。

千葉労働局及び各労働基準監督署では、「労災かくし」を排除するため取り組むとともに、相談窓口を設けています。

相談窓口は下記のとおりですので、何でも相談ください。

相 談 窓 口

- 千葉労働局労働基準部 労災補償課

電話 **043-221-4313**

(土日、祝日を除く 8:30~17:15)

千葉市中央区中央4-11-1
千葉第二地方合同庁舎3階

- 各労働基準監督署

千葉 船橋 柏 銚子 木更津 茂原 成田 東金

